

平成 26 年 10 月 14 日

経営者団体の長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—」におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、本年 6 月 27 日、「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」が公布され、同法において 11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年 9 月 30 日、私を本部長として「長時間労働削減推進本部」を設置したところです。

長時間労働削減推進本部においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。また、厚生労働省においても、自ら長時間労働を削減する取組を強化することとしています。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

塩崎恭久

(労法) 発 第 1035 号
2014年10月10日

(一社) 情報サービス産業協会
会長
浜口 友一 殿

一般社団法人 日本経済団体連合会
会 長 榊 原 定 征

「長時間労働削減をはじめとする『働き方改革』に向けた取組に関する要請書」
について

拝啓 ますますご清祥のことと存じあげます。

ご高承の通り、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014－未来への挑戦－」におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働きすぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、本年 6 月 27 日に「過労死等防止推進法(平成 26 年法律第 100 号)」が公布されたことから、政府では長時間労働の削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組みを強化しております。こうした中、10 月 9 日に経団連を訪問された塩崎恭久厚生労働大臣より、標題の要請書を受領したところでございます。

会員各位におかれましては、競争力の源泉である人材が意欲と能力を十分発揮できる環境整備に向け、すでに様々な取組みを進められていることと存じますが、改めて、別添要請書をご確認いただき、恒常的な長時間労働の見直しや年休取得促進などの取組みを推進していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

〔本件に関する連絡先〕

経団連 労働法制本部

電 話 : 03 - 6741 - 0182 (担当 : 鈴木、川越)

以 上